市報とおかまち

昭和36年
10月号
昭和32年6月5日
第三種郵便物認可

昭和36年10月18日（水曜日）　定価一部5円　発行　毎月15日　発行所　十日町市役所

今月の納税

市民税（オ3期）
国民健康保険料（オ4期）
納期 10月 31日

人口の動き

人口	4,2051
男	19,947
女	22,104
世帯数	7,876

—第七回臨時市議会—

市税の減免条例を制定

第二室戸台風　追加予算など可決

第七回十日町市臨時市議会は去る十二日開かれ、災害繰替金などによる追加予算、十日町小校舎建物一部の売買契約締結についての専決処分、ほか第二室戸台風による被害者に対する市税の減免に関する条例制定など八議案を審議、いずれも原案どおり可決し同日閉会しました。

第二室戸台風による被災者に対する減免に関する条例の制定では、被害をうけた市民税の納税義務者、あるいは家屋についてそれぞれ別項に記した条例の定めるところにより、九月以後の納期にかゝる税額について、軽減又は免除することになりました。

予算関係では、一般会計において二九七万一、六一三円の追加をし累計総額四億六八万八、五三三円となりました。主なものは才入では雑収入（災害救助繰替金）として九七万一、六一三円、市債二〇〇万円。才出では消防費二〇〇万円、諸支出金九七万一、六一三円（今次災害救助対策費）となっています。

申請は11月5日まで

—市税の減免—

第二室戸台風による被災者に対する市税の減免に関する条例はつぎのとおりですが、別表の災害家屋の被害割合認定基準により、該当されると思われる方は、必らず印鑑持参のうえ、税務課へ申請して下さい。

尚、申請は十一月五日頃までにお願いします。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による被害者に対する市税の減免に関する条例

〔災害減免の特例〕

第一条　昭和三十六年九月十六日の第二室戸台風による被害者に対して課する昭和三十六年度分の市民税、固定資産税及び都市計画税の減免については、法令その他別に定めがあるものの外この条例の定めるところによる。

〔市民税の減免〕

第二条　災害により市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ）が左の各号の一に該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する昭和三十六年度分の市民税額のうち昭和三十六年九月以後の納期に係る税額（特別徴収される市民税については、昭和三十六年以後において徴収すべき税額とする。以下同じ）について、これを軽減又は免除する。

一、死亡した場合　十割

二、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合　十割

三、障害者（地方税法＝昭和三十六年法律第七十四号）による改正前の法律（以下「旧法」という）第二百九十二条第八号に規定する障害者をいう）となった場合　十割

四、全壊、埋没等により家屋の原形をとどめない場合　十割

五、風力等により主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で、当該家屋の被害率が五割以上の場合　五割

〔家屋に対する固定資産税及び都市計画税の減免〕

第三条　災害を被った家屋については、当該家屋に対して課する昭和三十六年度分を固定資産税額及び都市計画税額のうち、昭和三十六年十月以後の納期に係る税額について、左の各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し又は免除する。

一、全壊、埋没等により家屋の原形をとどめない場合　十割

二、風力等により主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で、当該家屋の被害率が五割以上の場合　八割

三、風力等により内壁、建具等に損傷をうけ、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の被害率が二割以上五割未満の場合　五割

〔減免の申請〕

第四条　前二条の規定により市税の減免を受けようとする者は市税減免申請書を市長に提出しなければならない。

〔減免の取消〕

第五条　市長は虚偽の申請その他不正の行為により市民税、固定資産税及び都市計画税を減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは直ちにその者に係る減免を取消すものとする。

附　則

1、この条例は公布の日から施行する。

【昭和三十六年九月十六日第二室戸台風による市税減免の災害家屋の被害割合認定基準】

被害の程度を決めます事例

屋根（全部）	一〇%
小屋組　〃	二〇
軸組　〃	三〇
壁　〃	一〇
建具　〃	一五
床　〃	一〇
基礎　〃	五
計	一〇〇

①屋根が全部飛ばされたもの一〇%

②屋根（一〇%）及び小屋組（二〇%）全部飛ばされたものは三〇%

③屋根及び小屋組（三〇%）に壁（一〇%）が破損したものは四〇%となります。

十一月は秋季火災予防運動　〝火の用心〟

恒例の秋季火災予防運動が十一月一日から七日までの一週間十日町市をはじめ中魚沼郡など一市四ヵ町村で一せいに実施される予定です。

この実施要領につきましては十八日の分団長会議で正式決定されますが、主な行事は

一、消防ポンプ自動車による都市内巡回防火宣伝

二、十日町市街地で防火演習

三、火の元検査

などです。これから朝、晩は冷えて火気を使用する機会が多く又農家では農繁期で家を留守にしがちですので、火の元には十分注意していただきたいと思います。

消防新庁舎　信組あとに

十日町市消防署庁舎は、高田町一丁目の県信用組合十日町支店あとに建てられますが、建築の仕組は二階建鉄筋ブロック造り延五四坪で、車倉及び事務室のほか、待機室及び仮眠室などが設計されております。

又、望楼は鉄筋コンクリート三階建、延十二坪と展望台及び避雷針塔身鉄骨組、高さ八メートルのものを取付けることになっています。

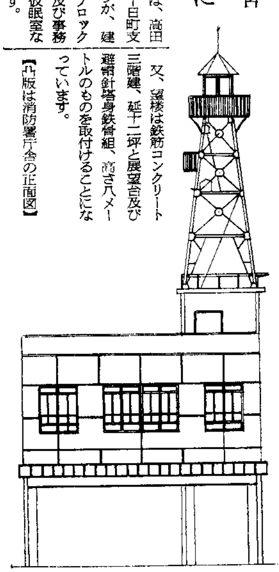

【凸版は消防署庁舎の正面図】

起工式終る　十日町市厚生体育館

十日町小学校あとに建てられる厚生体育館新築工事の起工式は去る十二日、午後四時から同校校庭で行われました。

当日は請負業者の生研建設株式会社島田常務も来市し、村山十日町市長をはじめ市会議員ら多数が列席して、村山市長の鍬入れなどがあってめでたく式を終りました。

水道竣工式　11月2日に

第二室戸台風により延期されておりました水道竣工式は十一月二日午後二時から織物会館で行われます。

温かいお見舞　感謝いたします

—仏教会らの寄附—

第二室戸台風により被災された方々の中で、生活の困っている人たちにとこのほど市内の各団体やとく名で個人から見舞金が、つぎのとおり市社会福祉事務所に寄託されました。

同事務所では近くこれら見舞金を、生活困窮者にそれぞれ配分することになりまた。

尚、現在までの寄託金は三万三四七七円です。

◎十日町市仏教会　一五、六二七円
◎十日町地区婦人会　五、〇〇〇円
◎新座小学校　一、〇〇〇円
◎東部自衛団　一、〇〇〇円
◎某婦人　二、〇〇〇円
◎神明町婦人会　一、八五〇円
◎県共同募金会　七、〇〇〇円

公　告

市営住宅申込受付について

建設中の市営住宅（川治谷内丑団地）も十二月一日竣工予定につき左記の通り入居申込を受付けます。

記

一、申込受付期間並に受付場所
①受付期間　昭和三十六年十月二十日～十月三十一日
②受付場所　十日町市社会福祉事務所

二、住宅の内容
イ、住宅種別　第二種木造平家建
ロ、戸数　一三戸
ハ、間取　六畳、四畳半、玄関、台所、便所、物置押入付
ニ、月額家賃　一、七〇〇円位
ホ、建設場所　十日町市大字川治字谷内丑

三、入居資格の概要
①市内に住所又は勤務場所を有する者。
②現に同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者、その他の婚姻の予約者を含む）が五人以内のこと。
③毎月の収入が扶養親族一人に千円控除した額が一万六千円以下のこと。
④国税　地方税を滞納していない者であること。
⑤現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

四、選考方法の概要
入居希望者、多数の時は条例により公営住宅入居者選考委員会又は公開抽せんにより決定する。

五、申込用紙は十日町市社会福祉事務所にあります。

六、田川団地、千代坊団地、八幡田団地、県営団地の補欠入居希望者も受付ます。

尚不明の点は福祉事務所係迄御問合せ下さい。

昭和三十六年十月十六日

十日町市役所

農林気象

【十月概況】

前半は北方の高気圧がやゝ強いため天気は変りやすく、秋りんのつゞく事があります。中旬以後とくに下旬は秋晴れの日が多い見込みです。

気温は上旬末頃低目ですが、平均では並か高目で降水量は並か少目です。なお前半には南岸に接近し、本土に影響する台風がありましょう。

【十一月概況】

天気はおゝむね周期的に変わり、その間は移動性高気圧におおわれて、秋晴れがつゞく見込みです。気温は中旬を中心に一～二回低くなりますが、平均では高目の見込みで降水量は並か少目の見込みです。なお台風が一個現われますが、洋畑は不明です。

【十二月概況】

二～三回位季節風の吹きだしがあり、曇りや雪の日が多く積雪は平年並で、降水量は並か多目でしょう。気温は平年並ですが中頃一時低温の日が現われましょう。

東京直通電話開通

お待ちかねの東京直通電話は十二月頃開通の予定でありましたが、工事を繰り上げ去る十日から二回線開通いたしました。大そう感度もよく早くつながり好調です。

第一回目の通話状態は、普通通話で早いのは五分でつながり、一番遅いのでも二時間、平均四十分前後で話ができるようになりました。従って至急、特急は平均十分前後でつながりました。

尚、東京で中継する各地への通話もかなり早くなりました。

雑音をなくしよう

皆様方の御家庭で使用されている電気器具から雑音が出ていないでしょうか。

若し雑音が出ている電気器具をそのまゝ御使用になりますと、自宅のラジオやテレビの聴視が困難となるばかりでなく、隣近所のラジオやテレビの聴視にも妨害を与えますから、雑音の出ない電気器具を使うように心がけましょう。

受信障害対策中央協議会では全国的な組織をもって雑音の防止に努めておりますが、十月一日から三十一日まで一カ月間全国雑音一掃運動を実施することになりましたので、雑音をなくして明朗なラジオが聴ける様にし、また美しいテレビが視られるようにするため、信越地方受信障害対策協議会では、皆様方の御協力を求めております。電気雑音の発生源となるものは御家庭で広く利用されております螢光灯、ミキサー電気ドリル、電気ゴタツなどでありまして、これらの電気器具を御使用になる際は、雑音が出ないことを確めてからなさるようにいたしましょう。若し現在雑音でお困りの方は、最寄りの放送局電力会社、ラジオ店に御相談下されば、実費で雑音防止器を取り付けることになっておりますから、御遠慮なくお申し出下さい。

国民年金紋章図案募集

◎公募の主旨　国民年金制度を象徴する「国民年金紋章」を作定して、今後バッチ、旗幟、標札、表示などに統一的活用をはかり本制度の創設を記念し、その発展に寄与する。

◎募集図案　国民年金制度を象徴し、右の使用目的に適合する簡素なもの。

◎募集期間　昭和三十六年十二月十五日までに必着のこと。

◎審査　本協会が委嘱した審査員により審査し一等、二等、三等を選定する。

◎発表　国民年金弘報昭和三十七年一月号および各都府県国民年金関係紙上に発表する。

◎賞　一等一点　賞金三万円　副賞リコーマイト一台　二等一点　賞金一万円　副賞リコーメイト一台　三等一点　賞金五千円副賞リコーオート一台

◎送り先　東京都千代田区永田町二の十二、衆議院第一議員会館六二二号
社団法人　日本国民年金協会宛

◎その他　入選作品を紋章とし使用する場合にその一部を修正することもあります。また版権は本協会に帰属し、応募作品は返還しません。

災害対策

仮設住宅二戸

応急修理四十二戸を実施
準半壊世帯にも見舞金

第二室戸台風の災害救助対策につきましては特集号でお知らせのとおり、災害救助法の適用や、市独自の援助対策などで一応の措置がなされ今後も復旧にいろいろ手をつくしておりますが、これまでなされ又これからなされる救助対策等につきまして、その概要をお知らせいたします。

A県対策事項

一、収容施設、仮設住宅
該当戸数は吉田一、中条一の二戸でいずれも一一万円で応急的な住宅が建てられます

二、生活必需品給与
全壊家屋二二戸の全部と半壊一四戸（半壊一四〇戸の一〇％）に該当、全壊には一戸当り一、五〇〇円、半壊四七八円相当の毛布、ナベ、バケツフライパン等が支給されました。

三、医療及び助産医療関係
主として台風による直接の負傷者に対して救助されるもので、該当員数は八名。医療費は一九四、三五八円となっています。但しこれは治療期間一四日以内のみです。

四、住宅の応急修理
半壊世帯の一四〇戸のうち、生活保護世帯や要保護世帯を優先に、三割の四二戸に該当、一戸当り平均一八、九三六円。計七九五、三三〇円で応急的な家屋の修理が行われます。

五、学用品給与
被災者のうち中学生七名（九〇〇円）、小学生九名（六八〇円）に該当。ノート、鉛筆下敷、筆、画用紙などが支給されました。
以上が県対策事項で合計九七一、六一三円にのぼる救助措置が行われ又われることになっているわけです。

B市対策事項

一、全壊世帯見舞い
急施議会で決定し全壊一三世帯にそれぞれ一五、〇〇〇円の見舞金をさしあげたわけですが、地域別にみますと十日町四、中条五、下条一、川治一吉田二となっています。

二、半壊世帯見舞い
一と同様五四世帯に該当、一戸に五、〇〇〇円で十日町一一、中条一七、、川治三、下条一五、吉田八。

三、準半壊世帯見舞い
二に準ずる被災者に一件一、〇〇〇円の見舞金をさしあげましたが、該当戸数は九三戸で十日町一一、中条一二、川治五、六箇九、下条三三、吉田一三となっています。

四、死傷者見舞い
死亡一、負傷六ですが死亡された家に三、〇〇〇円、負傷に一、〇〇〇円とそれぞれ市長交際費よりお見舞い申し上げました。
以上市関係の合計は五六七、〇〇〇円です。

Cその他

一、生保家屋補修費
生活保護家族の家屋修理で社会福祉関係ですが、現在県に申請中でその額は一七二、〇〇〇円となっています。

二、学校関係補修費
学校関係では十日町中学寄宿と飛一小学校が大きな被害を受けましたがその復旧費は三〇九、九〇〇円となっています

国民金融公庫をご利用下さい
台風災害と年末融資

国民金融公庫では、さきの台風により被害を受けられた中小企業者の復旧資金と年末融資をつぎのとおりいたすことになりましたので、せいぜいご利用下さい。

◎第二室戸台風災害融資
一、貸付対象――この度の台風で直接間接に損害を受け設備又は運動資金を必要とされる方。
二、貸付限度――個人一〇〇万円、法人二〇〇万円迄。但し現在金融公庫から融資中のものは現在の貸付残高と合計して右の限度を超える事が出来ません。
三、返済期間――五ヵ年以内ですが間接被害の方は成る可く一～二ヵ年程度以内にして頂きたいと思います。尚、三～六ヵ月以内の据置期間を設ける事も出来ます。
四、利率――日歩二銭四厘六毛年九分。
五、申込受付期間――十月末日迄、国民金融公庫長岡支所及び代理所、市町村役場、商工会議所、商工会等に申し込み下さい。

◎年末融資の取扱
一、申し込み受付期間――十一月二十日迄（国民金融公庫長岡支所着）なお、豪雪地区における申し込みは十月中に。
二、貸付限度――個人一〇〇万円、法人二〇〇万円以内。
三、利率――年九分（日歩二銭四厘六毛）
四、貸付期間――五〇ヵ月以内
五、返済方法――月賦、その他

国民年金について

1、保険料の納付
七、八、九月分保険料の納期は本月末となっておりますが、御承知の如く納期限までに納付しないまゝに事故（障害、夫の死亡等）が起きたときは受けられる年金も受けられなくなることがありますので、まだ納付されない方は是非本月末までに納付されるようお願いします。特に個人で納付することにしておる町内の方は忘れないよう御注意下さい。

2、被災者に対する保険料の免除特例
災害により固定資産に損害を受けたため、保険料を納付することが困難となった方は、被災の程度により免除に特別の扱いがされますので、本月中に免除の申請を提出して下さい。
免除の申請は国民年金手帳と印鑑を持参して、市役所国民年金係の窓口へおいで下さい。尚、被災の状況損害額等がわかるようにしておいで下さい。

3、各種届出の励行方
◎今年二十才になった者（昭和十六年生まれ）は、速かに被保険者の資格取得届を提出して下さい。
◎住所や氏名に変更があった時は、国民年金手帳を添えて速かに届出て下さい。
◎厚生年金、共済組合、その他の年金制度に加入したり、脱退したりしたときも届出て下さい。

4、本年四月一日以降夫が死亡し、義務教育修了前の子を扶養している方は、母子福祉年金を受けられると思われますので該当者は国民年金手帳と印鑑を持参して、一日も早く請求の手続きをとって下さい。

水谷八重子さん
オープンカーでパレード
十日町小唄 歌碑除幕と記念行事

十日町織物工業協同組合では来る二十六日、十日町小唄歌碑除幕式と記念行事を行いますが、その日程がつぎのとおり決定しました。当日は式典を織物会館前で挙行、除幕と同時に風船が秋空に舞い上り、つづいて混声合唱団によるコーラスで十日町小唄が歌われる。ついで三階ホールでの祝賀会には取引先商社をはじめ、関係者一五〇名で永井白湄、水谷八重子、中山晋平各氏に感謝状がおくられたあと、花柳社中による新旧十日町小唄踊りが披露されます。引き続き市内では消防音楽隊を先頭に水谷八重子さんらをオープンカーに乗せ、山車六台に揃いの衣裳の踊り子で市中パレード。組合員の祝賀会。夜は織労従業員一〇〇名と、専門店、商店連盟、婦人会等一般の参加を得て民踊流しと提灯行列で最後を飾ることになっています。行事スケジュールはつぎのとおりです。

1、除幕式＝会館前（午後一、〇〇～一、四〇）
2、祝賀会＝大ホール（午後二、〇〇～三、三〇）
3、記念市中パレード＝市内（午後三、三〇～四、三〇）
4、組合員祝賀会＝大ホール（午後五、〇〇～七、〇〇）
5、民踊流し＝市内（午後七、〇〇～九、〇〇）

苗木を大切に
――造林の注意――

本年も造林の季節が来ました。毎年造林についてはいろいろ注意してきましたが、実際に実行してよい結果をあげている人は本当に少いようです。次に掲げる注意はだれにも出来る簡単な事項のみですので、本年こそ実行して皆んながよかったと将来に明かるい希望がもてるように、苗木を大切に造林いたしましょう。

注意すること
一、杉苗も一見丈夫そうに見えるが、ナスやキュウリと変らぬものですから大切に。
二、苗木を受取ったら、すぐ包みを取り除いて、きれいな水に根をつけて、約半日経ったら植栽する。山に数日植えることが出来ない時は、畑に仮植えして置きましょう。
三、苗を受取って特に不良のもの、病気にかかっている苗があったらすぐ産業課に申し出てください。
四、植え穴は大きく掘って、根は四方に充分ひらいて植えましょう。
五、植えたら雪水が根もとからしみこまぬよう、よく踏んでもとを少し固めにしておきましょう。
こんなやさしい注意をしないとせっかく植えても全部枯れたり、結果が思ったより悪く落胆する場合が多いようです。

第二室戸台風
被害総額 一億九千万円

当市における被災状況は特集でお知らせいたしましたが最終的な第二室戸台風の風災報告がまとまりましたので発表いたします。それによりますと住家の部では八千六百万円、非住家では四百四十六万円、その他の部で一億七百二十一万六千円で被害総見積額は一億九千七百六十七万六千円にのぼりました。

一、住家被害の部
▽全壊＝二二棟、二三世帯、一
円
二一人、九〇〇万円
▽半壊＝一四〇棟、一四〇世帯七七〇人、三〇三〇万円
▽小壊＝九三四棟、九三八世帯四九三〇人、四六七〇万円

一、非住家被害の部
▽全壊＝一五棟、三二〇六万円
▽半壊＝四一棟、九九万三千円
▽小壊＝一一二棟、二〇万七千円

三、人畜被害の部
▽死者一名、重傷三名▽軽傷五名。

四、その他の被害の部
▽田＝六八三〇五万円▽畑＝九九〇四万円▽倒木果樹＝二六一九四千円▽学校施設＝二四二万七千円▽その他（山火事―下条地）＝三〇万円

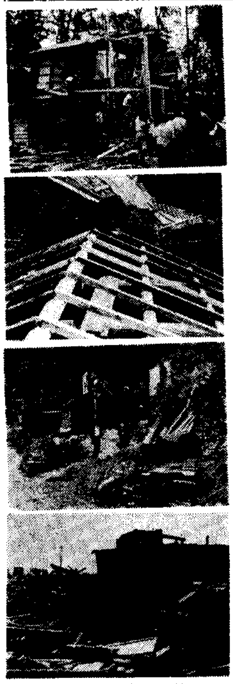

上から高山、下条、八箇
吉田の被災家屋

教育環境の充実に積極的に協力している学区
―鐙島小学校―

◇位置　信濃川の段丘の上県道羽倉線に沿って鐙坂と高島のほぼ中間に位置してこの学校が建てられている。バスで十日町駅から約三十分で学校前の停留所に着くので雪のない時の交通には恵まれている。

◇学区の概要　学区民の約八割が農家であるが、因習だけにたよっている農法ではなく近代感覚に富んだ経営ぶりのようである。その一例として以前には西瓜を出荷し、アスパラガスを栽培し、最近では共同による豚の多頭飼育に着手し又は養蚕の全令共同飼育に進み、機械化による近代農法に進みつつあるのが鐙島の農家の姿である。このように進んだ考え方で学校教育に積極的に協力している。

◇学校の概要　一言にして広々とした教育環境といい切ることができる。

敷地総坪約三千坪（児童一人当九・八坪）、屋外体育場千八百坪（一人当り六・二坪）、屋内体育場百七十坪（一人当り〇・六坪）、学級数九、児童数三百一名、教職員数十一名、学区内戸数三百四十戸。普通教室の外に特別室、図書室、広々とした屋体がある。

これらの環境の中で「健康で明かるく、科学的に物事を処理できる子供に」と考えながら日日の教育活動をつづけている。健康教育に留意して昭和二十七年度から冬期間汁給食を実施し現在に至っているがその労力は全部PTAの母親による輪番の勤労奉仕によってなされている。更に昭和三十五年度からミルク給食を実施したので冬季には朝ミルクを、昼食時に汁を給食しているが将来は完全給食を実施したい希望をもっている。

◇施設設備の充実と学区民の協力　教育に深い理解と関心をもっているので施設設備の充実には常に積極的に協力している。過去には上水道（学区用）の新設に或は屋体、新校舎の建築にそれぞれよく協力し、最近は又ステージの新設、観察池の築造とよく協力の実績を積んで来たが今年は更に数年前から計画してきたプール建設に向い学区をあげて物心両面に亘る非常な努力を傾け、一方市当局の理解ある処置により八月七日遂に待望久しかったプールの竣工を見るに至った。

プールは広さ十三米×二十五米、深さ一米～七十糎で児童本位に設計されてあるので全校児童のよい健康教育の場として安心して活用している。父兄も毎年夏になると頭痛の種となっていた信濃川の川遊びも殆んどなくなりこのプールであれば安心していられると非常に喜んでいる。特に今年の夏休みは高温の日が続いた為殆んど毎日利用し九月の新学期になってからも暑い日には体育時間など水泳指導を実施することが出来た。

◇よく働くPTA　校地が広く児童数は限られた人員のため校地の整備は児童の力だけでは難行事のため、春雪消え後PTAの役員の労力奉仕により校庭整備を実施し、砂を運び、グランドを整地し側溝をさらい、ローラーをひいて運動し易いようにしている。今年は更に子供の遊び用具として鉄パイプのブランコを新設した。

次に文化部の仕事にPTA新聞の編集がある創刊以来十年を経過し五十号を越えている。この発行も主として父兄の努力によって今日まで続けられている。日々の忙しい仕事の間合に原稿を書き、夜は部員が深更まで頑張って編集の仕事をしている（発行は年五～六回）。

▽PTA主催の講演会
講師には県講師団の方々の中から主としてお願いし毎学期一回開き会員の修養と向上に資している。

▽PTAの学校参観と学習
学年委員会が中心となって計画をたて学校側と打合せて毎月実施しているが農閑期には教育内容の学習にまで進む計画である。学年委員が常に積極的で熱心に活動している。

▽炎天下のプール監視
プールはいくら安全にできていても子供の生命に関することもあるのでこの夏休み中は四直の職員は勿論であるが、PTAの役員が毎日輪番に当ったが炎天下によく時間を守って終始変りなく勤務した。

▽運動会とその準備
運動会は学校とPTAが共催で行うが実施の二、三日前にグランドの整備作業を行う、これもPTAの役員の奉仕作業の一つである。運動会当日は「パン食い」「ビン釣り」「紅白玉入れ」等に老若男女童心にかえって一日楽しく子供と一しょに運動会をやるのも年中行事の一つである。スキー大会もほぼ同様であるがこの方のPTAの参加は秋の運動会ほどにはゆかない。この他図書の充実をはかりよい読物を与えるように努力している。

汁給食、ミルク給食の設備にも物心両面の援助をしている。このほか「子供の幸福になる事なら出来るだけ頑張ってやるから何でも思い切って計画してみようではないか」と積極的に協力を示している。

◇このように教育関心が高く農業の近代化が進んできたので農繁期休業に対する考え方が非常によい方に変ってきているので昨年から農繁期休業をやめて最も忙しい時期に晴天の日だけ午後の授業の一部を切る程度とし極力授業時数の確保につとめている。ステージも完成しプールも新設され教育環境が着々と整備されていくのでこれを機会に職員も学区民と一体となって今後一そう児童の体位を向上させ体力をつけさせて学習意欲にもえる子供に育てていきたい。

◇公民館の分離としての学校
学校教育の場としてだけでなく公民館の鐙島分館として地域社会の利用が非常に多く各種の団体が常に学校を中心としてよく活動している。

――鐙島小学校全景――